## 特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 令和6年 令和6年 (2024年) **2**月**28**日(水)

No. 16087 1部377円 (税込み)

## 発 行 所

## 一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[FAX] 03-3535-5347 [電話] 03-3535-3052

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

### 目 次

☆欧州各国の知的財産制度

デンマーク (下) ………(1) -第49回-

# 欧州各国の知的財産制度

# - 第49回 - デンマーク (下)

日本大学法学部(大学院法学研究科) 教授 加藤 浩

## 1. はじめに

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数 回に分けて紹介するものである。今回は、デンマー クの知的財産制度のうち、商標制度、著作権制度を 中心に解説する。

## 2. 総論

デンマークの商標制度は、1880年のデンマーク初

の商標法に遡り、1890年にはドイツ法の影響から改 正がなされた。その後、1936年には、パリ条約の改 正に対応して国際調和に向けて改正された。1959年 には、法律第211号として、再び新しい商標法が制 定され、最近では、2017年2月26日、2019年1月29 日に商標法の改正が行われて、現在に至っている。

デンマークの著作権制度は、1741年の著作権規 制に遡り、その後、印刷技術の発達やメディアの



京都ブランチ (5名:うち弁理士3名)

神戸本部(63名:うち弁理士23名)

上海瀚橋専利代理事務所 (12名:うち専利代理人6名 )



創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

- ■URL: http://www.arco.chuo.kobe.jp/ ■E-mail:office@arco.chuo.kobe.jp
- ■神戸本部:〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル 5F
- ■京都ブランチ:〒604-8225 京都市中京区蟷螂山町 481 京染会館4階
- ■上海潮橋:郵編200120 中国 上海市浦東新区東方路69号21階2108号室
- ■顧問:米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名

TEL: 078-855-5539 TEL: 075-213-5600 TEL:+86-21-6415-8030